

資料9 自動体外式除細動器（AED）管理仕様書

1. 保守点検等

指定管理者はAEDの日常点検等を実施する者として点検担当者を配置し、下記のとおり保守点検等を実施すること。なお、点検担当者は複数の者による当番制として差支えない。

点検担当者は特段の資格を必要としないが、AEDの使用に関する講習を受講した者であることが望ましい。

（1）日常点検

AED本体のインジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態であることを日常的に確認すること。なお、この際にインジケータが異常を示していた場合は、必要に応じて、速やかに製造販売業者（保守点検業者）等に連絡し、点検を依頼すること。

（2）消耗品の交換時期の点検

AEDの本体または収納ケース等に、電極パッドやバッテリーなどの交換時期を記載したラベル等を表示することで交換時期を日頃から適切に把握し、交換時期を超過する場合には市に連絡すること。なお、原則として消耗品の交換については年1回、市から指定管理者に指示する。

（3）消耗品等交換時の費用負担

電極パッドやバッテリーの交換及び機器本体の更改に係る経費の負担は下記のとおりとする。

実施内容	交換等の時期	費用負担
電極パッド交換	年1回 使用の都度	市
乾電池交換	必要の都度	指定管理者
バッテリー交換	4年に1回（目安） 使用頻度に応じ交換	市
機器本体の更改	8年に1回	市

2. 使用報告

指定管理者は、AEDを用いた救命活動が行われた際には、その都度、市に報告すること。